

デジタルサイネージの許可基準について

令和8年4月1日
精華町都市計画課

屋外広告物の掲出にあたっては、「京都府屋外広告物条例の規則に関する基準等を定める規則」（以下、「規則」という。）に基づき、構造・形状、設置方法等により広告物の種別を分け、それぞれ許可基準を定めており、精華町においても、掲出する広告物が許可基準等を満たしているかどうか判断しております。

近年、設置が増えているデジタルサイネージに関して、比較的新しい広告技術であり、その取扱いについては規則等で規定する項目はありません。

つきましては、当面の間、精華町では他の広告物と同様に構造や形状、設置方法等により種別を判断し、許可基準に適合していれば許可することとします。

なお、デジタルサイネージの設置にあたっては、装置の持つ特性から下記の事項に注意してください。

- ① デジタルサイネージの発光により周辺への影響が懸念されることから、夜間（おおむね21時以降7時まで）の表示については表示を止める、照度を下げる等の配慮をしてください。
また、音響装置を備えた映像機器であっても、できる限り音声に依存しない表示内容（画像）となるよう検討してください。なお、やむを得ず音響を伴う広告を行う場合は不快感を与えない内容、音量、音色とし、夜間においては音響を止める、音量を下げる等の配慮をしてください。
- ② 道路沿いに設置するデジタルサイネージについては、表示が直接道路に向いていると、交通への影響が懸念されることから、交通に支障の無い配置計画を検討してください。
- ③ 激しい明滅がある表示内容の切り替え（動画を含む。）を使用する広告は、周辺への影響が大きくなることが想定されるため控えてください。
- ④ 掲出許可後、デジタルサイネージの表示内容等に対する苦情が発生した場合は、広告物の設置者や管理者等に適切かつ誠実な対応を求めることにご留意ください。